

W01537763 号-3

平成 20 年 1 月 21 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン（有）  
代表取締役 野井伸悟



## 平成 19 年度 第 2 回定期監査 報告書 (その 3) 濃縮事業部の監査結果

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付 4-108
監査名	平成 19 年度 第 2 回定期監査	
監査対象部門	(その 3) 濃縮事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所	
監査実施日	平成 19 年 11 月 26 日、27 日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン)	[ ]、[ ]

### 2. 平成 19 年度 第 2 回 定期監査の視点

#### 2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を述べる前に、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

##### (1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFL という)の「品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。但し、濃縮事業部は監査対象ではなかった。

##### (2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

監査対象に濃縮事業部が加わり、「室」部門及び再処理事業部にて実施された「改善策」の水平展開として、当該改善事項が濃縮事業部の既存規定類に織込み済であることの検証、及び品質目標の設定／展開状況等に関する監査を行った。

##### (3) 第 3 回定期監査(平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における P D C A の展開度の確認に注力した。

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

Lloyd's Register, Its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the "Lloyd's Register Group". The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

(4) 第4回定期監査（平成17年度第2回）

「改善策」に係る事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、前回同様に、品質保証活動のP D C Aの展開継続状況の確認を行った。

(5) 第5回定期監査（平成18年度第1回）

工事発注・運転行為・保守活動に係る一連のプロセス監査を、可能な限り取入れた。適切な活動がない部門に対しては任意抽出監査項目について、品質保証活動のP D C Aの展開継続状況が維持されているか否かの確認を行った。

(6) 第6回定期監査（平成18年度第2回）

前回の定期監査と同様に、プロセス監査を主体とし、濃縮事業部に関しては広い分野から6案件を抽出して、日常の業務プロセスが所定のルール／手順に従って適切に展開されていることを検証した。

(7) 第7回定期監査（平成19年度第1回）

定期監査が4年目になることを考慮して、「室」部門と再処理事業部に対しては、「改善策」の全項目に改めて焦点を当てた『総括としての監査』を行って、各項目のP D C A展開の定着状況と、その結果としてもたらされる品質保証活動の充実状況を確認・評価することとした。濃縮事業部に関しては、「改善策」の水平展開として『改善策の理念が既存規定類に盛り込まれていることの確認』が第三者監査の起点であったことを踏まえて、「改善策」を念頭に置いた上で的一般監査及び前回監査における提言事項の処置状況の確認を行うと共に、これまで実施機会がなかった「現場監査」を取り入れた。

## 2.2 平成19年度 第2回定期監査(今回)の視点

基本的に第7回定期監査と同様の方針を適用した。濃縮事業部に関する平成19年度第2回定期監査の切り口は表1に示す3点である。

表1 濃縮事業部に関する監査視点（平成19年度 第2回定期監査）

①一般監査

「改善策」を念頭に置いた上で、濃縮事業部の規定類に基づく品質保証活動の実行状況を確認した。

注：「室」部門と再処理事業部に適用される「改善策」の分野を表2に示す。

②現場監査

濃縮事業部の下記部門を対象とした。

- ・ウラン濃縮技術開発センター 試験課
- ・ウラン濃縮工場 濃縮運転部 濃縮技術課

③前回監査結果のフォロー

定期監査においては、「今後のより優れた運用を期待する事項」が見出された場合、採否を被監査部門に一任する位置づけで、参考提言を行っている。当該提言を採択してフォローした部門に関しては、その状況を確認することとした。

實際には、前回の定期監査で提言事項の提起が生じていないことから、本項目は適用外であった。

**表2 「改善策」に係る分野**

大分類	中分類	小分類
1. トップマネジメントによる 品質保証の徹底	体制（組織）改善	3項目
	トップマネジメントのコミットメント	5項目
2. 品質マネジメントシステムの改善	品質管理に関する管理基準及び管理レベルの見直し	5項目
	再処理事業部における品質保証関連組織の拡充	2項目
3. 品質保証を重視した 人員配置と人材育成	人員配置	5項目
	人材育成	4項目
4. 協力会社を含めた 品質保証活動の徹底	調達管理の徹底・強化	4項目
	より良いコミュニケーションの確立	4項目

### **3. 監査の態様**

監査は文書監査と実地監査で構成し、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合に紹介を受けることとした。

なお、「現場監査」に際しては、監査対象業務に係る規定文書類の内容把握を行い、この過程での気付き事項があれば提起することとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、被監査部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示と説明を求め、説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

### **4. 評価の基準**

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

- ①品質保証体制の改善策
- ②改善策に係る実施業務を律している社内規定（品質保証計画書、手順書等を含む）
- ③JEAC 4111-2003

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

## 5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、提言事項があれば提起することとした。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後より優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

## 6. 監査結果

濃縮事業部の監査対象部署に対する監査結果の詳細を添付一1に記載した。監査の日程と出席者を添付一2に示す。

濃縮事業部に対する主要所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### ① 「指摘事項」及び「観察事項」は観察されない。

サンプリング方式を適用して規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」及び「観察事項」は観察されなかった。ルール／手順を適切に文書化したうえで、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が定着していると見なせる。

なお、「提言事項」を1件提起した。発注先から提出される計画書等において、JNFLが提示した要求事項が確実に反映されているか否かを点検する業務に関するものである。採否は任意であるので、検討していただきたい。

### ② 「品質保証に係る活動」のP D C A展開が維持・継続されている。

P D C A展開はいろいろな局面で評価することになるが、各種の改善成果は最終的に文書化された形で残されることになるので、規定文書類の制定・改正の実績をP D C A展開のバロメーターにすることができる。既にこれまでの定期監査において、重要な規定類の改正実績を観察してきたところである。このたびの監査でも、きっかけ（トリガー）は色々であるが、そうした状況を確認した。また、不適合検討会の新設や、内部監査の水平展開という取組みなどは、今後のP D C A展開の糸口であると考える。

P D C A展開マインドが維持・継続していると判断する。

### ③ 現場監査／プロセス監査の結果は良好である。

前回の定期監査から導入した現場監査を、このたびも実施し、濃縮事業部に関しては、2部署の業務を対象にした。先ず現場巡視によって状況を把握したのちに、プロセス監査の態様で多面的な確認を行った結果、業務手順書などの文書管理、記録の管理、教育・訓練、報告とコミュニケーション、巡視点検等の切り口において良好な状況を観察した。

以上

# 濃縮事業部に関する監査結果 (部門別の詳細版)

## 平成 19 年度第 2 回定期監査 部門別監査結果 「濃縮事業部」 No. 1

被監査部門	安全管理部 品質保証課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 19 年 11 月 26 日	T
濃縮事業部における品質システム活動において、多くの事務局機能を司っている品質保証課に関して、下記のテーマについて監査を実施した。		
<b>1. 事業部長レビュー</b> 品質保証課が事務局機能を司っており、当該レビューにインプットされる様式の統一を図ったことを、前回の監査で確認していた。平成 19 年度第 2 回事業部長レビューに準備された各部門の「業務管理シート」の中から任意のサンプリングを行い (PMOG 版)、記載状況を確認した。統一された様式が使用されるようになったことから、報告側もレビュー側もベクトルを合わせ易くなったものと理解できる。  併せて、事業部長レビュー記録（平成 19 年度第 2 回）を閲覧した。この期の保安活動状況については、事業部長から特段の指示や要望は出されていないが、トップマネジメントレビューの議題の一つになっている「品質マネジメントシステムの統合問題」についての議論が行われている。		
<b>2. 内部品質監査の推進</b> 品質保証課は、濃縮事業部内の内部品質監査の事務局および監査実施の業務を担当している。平成 19 年度は、8 月から 9 月にかけて、11 部門の内部監査が実施されている。監査に際しては、チェックシートが準備され、内部監査時に使用され、記録が残されている。 一連の内部監査が完結した時点では、監査報告書が作成され、事業部長への報告が行われている。平成 19 年度としては、5 件の「要望事項」が提起されている。 なお、内部監査員の資格要件については、内部監査要領に定められており、要件を満たした監査員について事業部長が承認したリストを確認した。		
<b>3. 不適合管理</b> 不適合管理要領が改正され、「不適合等検討会」という会議体が新規に設置された。これは、再処理事業部における状況を取り入れたものであり、当該検討会の運営の詳細は上記の要領に規定されている。発足確認を目的とした第 1 回の検討会が開催されていることを記録により確認した。		
<b>4. 文書管理</b> 文書管理要領が改正され、記録の記載に際して「容易に消えない方法」をとることが規定された。		
<b>(第三者監査所見)</b> 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。		

平成 19 年度第 2 回定期監査 部門別監査結果 (「濃縮事業部」No. 2 )

被監査部門	施設部 施設計画課	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 19 年 11 月 26 日	N
<b>(文書監査)</b>	加工施設の新增設に係る事項が、加工施設品質保証計画書に盛り込まれたことを受け、付着ウラン回収設備及び付帯設備の許認可、設計、建設業務に適用することを目的として、右記の要領が新規作成(H19.1.11)された。その後、これまでに実業務と整合させるため、二度の改訂がなされていることを確認した。PDCA 展開に注力している証として評価したい。	設計管理要領 E51601-003-02
<b>(実地監査)</b>	施設計画課の業務の中から、任意抽出の形で、下記の業務をサンプリングし、プロセス監査対象とした。	
<b>1. 付着ウラン回収設備設置工事</b>		
<b>①新增設計画</b>	標記設備の設置工事に先立ち、第163回濃縮安全委員会 (H19. 3. 12) が開催され、事業部長承認及び核燃料取扱主任者の確認がなされている。 これを受け、新增設計画書(付着ウラン回収設備の設置)が作成され、関連部署回付の上、事業部長承認 (H19. 3. 14) がなされていることを確認した。	新增設計画書 付着ウラン回収設備設置工事 仕様書(案) H51601-07 仕 01-01
<b>②発注仕様書レビュー</b>	当該設備の発注に先立ち、発注仕様書に対するレビューアクションが関連部署の担当者出席のもとで実施されている。本会議は 2 時間に及んでおり、議事録より活発な議論がなされていることを確認した。本議事録は、施設計画課長承認後、核燃料取扱主任者の記録確認がなされ、関連部署に配布されている。	
<b>③発注先への仕様書に対する事前検討</b>	発注に先立ち、新增設計画書に記載されている要求事項が、発注仕様書に確実に落とし込まれているか否かの確認が行われている。 また、発注仕様書(案)は、関連部署に対して、内容に関するコメント依頼票が送付され、各部署の意見を反映する体制となっている。これらのコメント依頼票は核燃料取扱主任者による記録確認がなされている。	
<b>④発注裏議</b>	当該設置工事の発注に際しては、発注裏議が作成され、社長決裁 (H19. 4. 24) がなされていることを確認した。 なお、その後、設備に仕様変更が生じたことから、発注仕様書の改訂が正式の手続きにより実施された後、再度、裏議書が作成され、前回の社長決裁に伴う契約締結を受け、事業部長による変更決裁承認 (H19. 10. 25) を得ている。	裏議書：付着ウラン回収設備工事の実施について 平 19 濃施裏第 3 号 裏議書：付着ウラン回収設備工事の仕様変更について 平 19 濃施裏第 43 号
<b>2. 教育・訓練</b>	施設計画課における教育実施に関しては、保安規定に基づく教育は印刷文書による管理をしており、それ以外の全社大で実施される共通研修等は、業務管理室 能力開発グループが所管している教育履歴管理システムを利用している。	

### (第三者監査所見)

監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。

### (提言事項)

発注先への仕様書に対する事前検討として、新增設計画書に記載されている要求事項が発注仕様書に確実に落とし込まれているか否かの確認が行われている。

今回、資料を閲覧した範囲内においては、「適用される法令・規制等の要求事項」に対して、仕様書中に記載されている法令類を一括で内容チェックしていることもあるって、新增設計画書に記載されている法令類と、仕様書に記載の法令類に一部不整合（核燃料施設安全審査基本指針の記載が仕様書にない）が観察された。

本事例の場合、仕様書に記載されている「ウラン加工施設安全審査指針」の中に「核燃料施設安全審査基本指針」の内容が全て網羅されているため、実質的な問題はないものの、発注側にとって仕様書の要求事項は非常に重要であることから、チェックに関しては、これまで以上によりきめ細かい対応を行うことが望まれる。なお、これは今回観察された法令に関連する事項に限定されるのではなく、その他事項についても同様な対応が望まれる。

平成 19 年度第 2 回定期監査 部門別監査結果 (「濃縮事業部」No. 3)

被監査部門	ウラン濃縮技術開発センター PMOG 及び 材料開発 G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 19 年 11 月 26 日	T
	<p>カスケード試験が開始された状況下において、下記の項目を抽出して監査した。</p> <p><b>1. 外注管理</b> 作業者として投入されている外注者については、外注仕様書を策定して契約しており、教育・訓練に関する要求事項も含まれている。外注者から提出された教育・訓練の実施状況をエビデンスとして検証することができた。</p> <p><b>2. 力量管理</b> PMOG における力量管理については、職位ごとの力量設定方式ではなく、「スタッフの全員を同一レベルに引き上げる」との方針で実施されており、その実施状況をエビデンスで確認した。A レベル及び B レベルの格付けについては、その判定基準を明示しているが、両者の区分が必ずしも客観的でない。たとえば、加工施設 教育・訓練要領の判定基準を採用するなどの工夫を期待したい。</p> <p><b>3. 基準類の改定</b> 使用施設としての最上位規定である「保安要領」の改正が行われ、それに伴つて整合させるべき 2 種類の要領が改正されている。 なお、マニュアルなどの規定が改正された場合の周知教育が励行されていることを確認した。また、規定類の変更に際して、現場に備え付けられている規定の差し替え管理が適切に実施されている状況をエビデンスで確認した。</p>	
(第三者監査所見)	上記の監査範囲において、品質マネジメントシステムは良好に機能していると判断する。	

平成19年度第2回定期監査 部門別監査結果 「濃縮事業部」No. 4

被監査部門 監査実施日	ウラン濃縮技術開発センター 試験課 平成19年11月26日	N	備考 (参照規定類、等)
<b>(現場監査)</b>			
試験課の主要設備であるカスケード試験装置に係わる現場作業及び計測制御室運転作業を抽出し、一連の活動が規定に定められた手順に従って適切に実施されているか否かを現場監査した。			
<p><b>1. 運転操作等の手順書</b></p> <p>UF<sub>6</sub>取扱設備運転に際しては、右記の運転マニュアル（H19年10月に改正、核燃料取扱主務者確認済）に従って実行される。管理台帳により、最新版管理が適切に実施されていることを確認した。</p>			
<p><b>2. 作業実施業務</b></p> <p>カスケード試験は連続運転となるため、3交代勤務がおこなわれている。各勤務帯の担当者は作業日報を作成し、後続の担当者に業務が引き継がれている。本作業日誌は、当直責任者及び課長承認がなされていることを確認した。</p>			
<p><b>3. 運転員の資格及び教育・訓練</b></p> <p>運転員は力量認定され、業務に従事している。力量表により、カスケード設備に携わるメンバーとその実施可能な作業が一覧表に取りまとめられている。また、当該設備に関する教育スケジュールが課長承認のもとで立案（H19.11.2）され、本スケジュールに沿って、実施されていることを確認した。教育実施後は、教育受講に対する受講者の自己評価及び所属長の評価がなされており、適切な力量管理がなされている。</p>			
<p><b>4. 業務委託作業員の教育</b></p> <p>試験課の業務には、一部、外注に委託する業務がある。これらの外注先に対しては、右記の仕様書により外注先への要求事項を明確にしている。その一つとして、業務委託作業員に対する教育が規定されている。本仕様書に従った教育（放射線防護教育：H19.3.22）が確実に実施されていることを、教育・訓練報告書により確認した。</p>			
<p><b>5. 設備の巡視点検</b></p> <p>設備点検については、使用する巡視点検リストが右記文書に規定されており、UF<sub>6</sub>取扱・ウラン貯蔵設備に対する巡視日誌を確認した。点検日誌中には、点検箇所及び点検項目が明記されており、欠落なく毎日の巡視点検が行われ、その結果は課長承認されていることを確認した。</p>			
<p><b>6. 計測機器の校正</b></p> <p>右記の保安要領（文書番号：E52001-001-1）中に、カスケード設備の検査対象として差圧計及び圧力計（いずれも1回/年）が規定されている。</p> <p>カスケード試験設備の圧力計については、適切に校正が実施されており、その結果は課長まで回付され、承認されていることを確認した。</p>			

UF<sub>6</sub>処理設備 運転マニュアルG52006-001-03

研究開発棟試験業務仕様書  
H52001-06 仕 160-00

研究開発棟 巡視・点検様式集  
G52006-019-D-05

ウラン濃縮技術開発センター研究開発棟（使用施設）保安要領  
E52001-001-1

## **7. 内部監査の展開**

濃縮事業部に対して実施された内部監査(H19.8.20～H19.9.7)において、試験課では「各種設備等の定期点検時において調達先が推奨する要望事項をリスト化するなどして、反映の要否やその理由を確実に管理することが望まれる」との提言事項を受けている。これを反映して、試験課ではメーカ所見及び試験課の見解を取りまとめたリストを作成し、メーカからの提言事項の内、有益な提言には前向きに取組んでいることを確認した。

内部監査での提言を前向きに捉えた活動として評価できるものである。

## **(第三者監査所見)**

試験課が所管するカスケードUF<sub>6</sub>処理設備に係る活動が規定に定められた手順に従い、適切に実施されているか否かを現場監査した。その結果、当該課の業務は関連規定類に従い、適切に実施されていることを確認した。

上記の監査範囲において、改善事項に係る活動のPDCA展開を含めて品質保証体制は良好に機能していると判断する。

平成19年度第2回定期監査 部門別監査結果 (「濃縮事業部」No. 5)

被監査部門	ウラン濃縮工場 濃縮運転部 濃縮技術課	備考
監査実施日	平成19年11月27日	N
<b>(文書監査)</b>		(参照規定類、等)
約1年前の監査以降、下記に示す4文書が改訂されている。		
①加工施設 濃縮安全委員会運営要領(E51501-002-23) 濃縮安全委員会実施に係る運用条件(審議申請、委員会時諮問、持回り審議の明確化等)を明確にする変更が行われた。		加工施設 濃縮安全委員会運営要領 (E51501-002-23)
②加工施設 教育・訓練要領(E51501-004-24) 保安教育以外の教育について、その有効性評価等に関する運用が導入された。		加工施設 教育・訓練要領(E51501-004-24)
③加工施設 核燃料物質等受扱要領(E51501-005-21) 記録作成時期を明確化した。		加工施設 核燃料物質等受扱要領 (E51501-005-21)
④加工施設 異常事象対策要領(E51501-023-21) 地震発生時の対応等、各種通報ルール変更に合わせて記載を見直した。		加工施設 異常事象対策要領(E51501-023-21)
<b>(現場監査)</b>		
<b>1. 運転操作等の手順書</b>		
濃縮技術課における分析業務は右記のマニュアル(核燃料取扱主任者確認済)に従って実行される。分析室中には最新版の規定類が保管され、これに基づいて作業していることを確認した。規定類の台帳管理も確実に実施されている。		運転操作手順 分析設備 六ヶ所ウラン濃縮工場 分析総括マニュアル G51501-014-025
<b>2. 分析作業計画</b>		
濃縮技術課作成の3ヶ月のスケジュールを記載した運転実績・運転計画工程表に基づいて週間作業工程表が作成され、課長承認が行われたのちに業務が実施されていることを確認した。		
<b>3. 分析業務の実施</b>		
週間作業工程表に従い、分析作業が実施される。分析室に設置されているセクタ型質量分析装置による分析記録を確認したところ、後述する装置の校正作業を行った後、分析が行われ、その記録は出力データとの照合が実施されるダブルチェックがなされていることを確認した。		
上記のプロセスを経て、客先に対しては、濃縮ウラン品質証明書が濃縮技術課長名で提出される仕組みとなっている。		
<b>4. 運転員の資格及び教育・訓練</b>		
濃縮技術課員は、力量認定され業務に従事している。また、分析項目に対しては、どのような基本教育が要求されるかを右記規定に定めている。必要な資格取得については、右記のマニュアルに必要な教育・訓練方法を含めて記載されていることを確認した。規定された教育が実施されたのち、分析作業資格認定申請書により課長承認が行われている。また、本記録は、核燃料取扱主任者の記録確認を得ている。		濃縮技術課における資格認定基準 G51501-008-09  濃縮技術課業務教育・訓練マニュアル G51501-036-06

## **5. 装置の校正・点検**

濃縮技術課において管理を必要とする機器・装置類は右記のマニュアル中に明記されている。今回サンプリングしたセクタ型質量分析装置は、マニュアル中に「測定の都度の校正」が要求されており、現場の装置に標準サンプルが装着されており、常に校正可能な状況であることを確認した。

圧力計については、外部機関での校正証明書が発行されており、校正用標準器は国家標準にトレーサブルであることをJCSSマーク付き校正証明書により確認した。

濃縮技術課における試験検査装置管理マニュアル  
G51501-009-21

## **6. 委託業務指示及び報告**

濃縮技術課の所管業務の内、シリンド受扱等業務は外注業者に委託されている。委託に際しては、一週間分の業務を記載した課長承認済みの「委託業務指示書」が作成、提示されている。作業実施後は、委託先から「委託業務日報」が提出され、濃縮技術課の承認が適切に行われていることを確認した。

## **7. 設備の巡視点検**

設備点検例として、搬送設備点検表(天井クレーン: H19年10月)を確認した。当該設備は、使用開始に先立ち使用前点検が行われていることを確認した。また、記録中には点検者氏名、開始及び終了時間等の必要事項が過不足なく記載されている。

### **(第三者監査所見)**

濃縮技術課が所管する分析業務及びその他関連業務を対象に現場監査を含め、その活動状況を確認した。その結果、当課の業務は関連規定類に従い、適切に実施されていることを確認した。上記の監査範囲において、改善事項に係る活動のPDCA展開を含めて品質保証体制は非常に良好に機能していると判断する。

平成 19 年度第 2 回定期監査 部門別監査結果 「濃縮事業部」 No. 6

被監査部門	濃縮計画部 計画 G	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 19 年 11 月 27 日	
<p>計画 G は、濃縮事業部の全体総括部門として、事業計画、許認可業務の取りまとめ、広報などを担当している。</p> <p><b>(実地監査)</b> 事業部長レビューに提出された業務管理表（H19 年度第 2 四半期）を素材にして監査を行った。</p> <p><b>1. 小集団活動</b> 計画 G が濃縮事業部の事務局機能を担当している。小集団活動をボトムアップとして意義のある形で根付かせるべく腐心している状況を、聞き取りにより確認した。本年はテーマをフリーにして推進しており、6 月、7 月、8 月に中間報告会を開催し、そのうちの 2 回には社長が参画し、思いを語っている。</p> <p><b>2. 情報連絡会</b> 計画 G が事務局を司っており、従前は 1 回／月のペースであったが、最近はほぼ 2 回／月に実施され、事業部内の密なる情報共有が果たされている状況をエビデンスで確認した。当該連絡会では、単に情報を聞くだけでなく、指示や要望が発出されている状況も確認した。</p>		
<p><b>(第三者監査所見)</b> 計画 G は、直接的に QMS に係る業務が限定されているが、上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

**平成 19 年度第 2 回 第三者定期監査日程及び出席者  
(濃縮事業部)**

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
11月26日	9:30~9:50	全被監査部門	オープニングミーティング	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 事務局: [REDACTED] [REDACTED]	濃縮・埋設事務所 1階 A会議室
	10:00~11:00	安全管理部	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED]	
	11:00~12:00	施設部	監査	対応者: [REDACTED]	
	13:00~15:00	ウラン濃縮技術開発センター	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED]	
	15:00~17:00	ウラン濃縮技術開発センター	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	研究開発棟会議室
11月27日	9:30~12:00	ウラン濃縮工場	監査	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	濃縮・埋設事務所 3階 研修室
	13:00~14:00	濃縮計画部	監査	対応者: [REDACTED]	
	16:00~17:00	全被監査部門	クロージングミーティング	対応者: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 事務局: [REDACTED] [REDACTED]	濃縮・埋設事務所 1階 A会議室

注記: 個人名はプライバシー保護のためマスキングとする(日本原燃)。